



PwCベトナムニュースブリーフ

ベトナムにおけるキャピタルゲイン課税に関する政令の発行

2025年12月





ご一読ください

12月15日、政府は新CIT法の施行に関する政令320/2025/ND-CPを公表しました。

本政令の詳細について、通達の公布が期待されます。

主な変更点

主な変更点は以下の通りです。

01 資本譲渡

譲渡者が非居住者となる資本譲渡は、売却価格に2%のCITが課されます。ただし、最終親会社に変更がなく、利益が発生しないグループ内再編には適用されません。

02 間接資本譲渡

間接資本譲渡は課税対象とされることが明確となりました。

03 証券譲渡

譲渡者が非居住者となる証券(上場株式の有価証券)の譲渡は、売却価格に対して0.1%のCITが課されます。

この変更は、政令320の発効日である12月15日に適用開始となります。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn

©2025 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.